

公益社団法人川崎西法人会 青年部会会則

(名 称)

第 1 条 この会は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）青年部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本部会は、事務所を本会事務局に置く。

(目 的)

第 3 条 本部会は、本会部会運営規程第3条の規定に基づき、青年の持つ柔軟な発想と行動力をもって、本会の事業を積極的に推進するとともに、研修会及び親睦交流等を通じて次代を担う経営者としての資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本会の行う各種行事への参画及び推進
- (2) 税務及び経営に関する研修会、講演会及び懇談会の開催
- (3) 会員相互の啓発と親睦を図るための行事
- (4) その他、本部会の目的達成に必要な事業

(部 会 員)

第 5 条 本部会の部会員は、本会の会員企業に所属する50歳以下の経営者及び幹部等とする。部会員は定例会の議決権を持つ。

2 前項の年令を判定する基準日は次のとおりとする。

役 員 役員改選が行われる年の3月31日

部会員 每年3月31日

(役 員)

第 6 条 本部会に次の役員を置く。

部 会 長 1 名

副部会長 5 名以内

幹 事 若干名

会 計 1 名

会計監事 2 名

- 2 前項の役員は、公正を期するため、各ブロックの所属を考慮して、本会役員会の推薦により、本会会长がこれを委嘱する。
- 3 会計および会計幹事は必要に応じて部会長が委嘱する。
- 4 第1項に掲げる役員の任期については、本会定款第22条の規定を準用する。

(役員の職務)

- 第7条 部会長は、本部会を代表し会務を統括する。
- 2 副部会長のうち1名は本会理事副部会長とし、本会理事会に出席する。
 - 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 幹事は、本部会の運営を協議し執行する。
 - 5 会計は、本部会の会計を担当する。
 - 6 会計監事は、本部会の会計を監査する。

(オブザーバー)

- 第8条 オブザーバーは、本会理事、役員、ならびに本部会に所属しない法人会福利厚生制度受託保険会社3社の営業所、支店、支社より福利厚生推進員およびその所属長とする。ただし、定例会における議決権を持たない。
- 2 オブザーバーは定例会の冒頭に情報提供し、定例会の参加を認めない。ただし、部会長の判断で必要と認めた場合はその限りでない。

(ゲスト)

- 第9条 ゲストは、本部会加入候補者ならびに部会長が出席を求めた者とする。ただし、定例会における議決権を持たない。

(相談役)

- 第10条 本部会に相談役を置くことができる。相談役は、部会長がこれを委嘱する。
- 2 相談役は、1期2年在籍できるものとするが、部会長が特に必要と認めた場合には定例会の承認を得て任期を延長することができる。
 - 3 相談役は、本部会の業務運営上の重要な事項について、部会長の諮問に応ずる。
 - 4 相談役は、役員会および定例会に出席して意見を述べることができる。

(会議の種類及び出席可能者)

- 第11条 会議は、役員会および定例会とし、部会長が招集する。
- 2 役員会は、部会長、副部会長、会計、幹事および相談役が出席し、代理人の出席は認めない。会務の特に必要事項を協議、審議、討議する。

3 定例会は、本部会役員、第5条に定める部会員、オブザーバーならびにゲストが出席し、代理人のみの出席は認めない。必要事項を報告、協議、審議、および討議する。

(運営)

第12条 本部会の事業については、本会の事業費を充当する。ただし、本部会の独自の研鑽のための事業は、必要に応じて部会費を徴収しこれにあてる。

(負担金)

第13条 部会長は、必要に応じて臨時の負担金を徴収できるものとする。

(慶弔)

第14条 会員または会員の家族の慶弔について以下のように定める。

1. 本部会に入会後6ヶ月以上経過した部会員が結婚した場合、部会長は3万円以内の祝金を本部会内で募ることができる。
2. 部会員または部会員の配偶者、子女、父母が死亡した場合、当該会員の状況、功績を勘案し、部会長および副部会長がその都度金額を協議して弔慰金、供花料および弔電料を本部会内で募ることができる。

(改廃)

第15条 この会則を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

2. 平成29年12月13日から一部改正施行する。(第5条1項 部会員)
3. 令和2年9月25日から一部改正施行する。(第10条2項 相談役)
4. 令和7年5月1日から一部改正施行する。(第6条 副部会長人数、同条3項 会計および会計幹事の委嘱、第7条2項 理事副部会長の職務、第9条 役員会削除、第8条 オブザーバー追記、第9条 ゲスト追記、第11条 会議の種類追記、第12条 負担金追記、第13条 慶弔追記)